

平成30年3月9日

文化審議会答申 ～国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定について～

文化審議会（馬渓 明子会長）は、3月9日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、5件の美術工芸品を国宝に、50件の美術工芸品を重要文化財に指定することについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別添の資料「I. 答申内容」、「II. 解説」、「III. 参考」を御覧ください。

なお、今回答申を受けた文化財の一部は、平成30年4月17日（火）から5月6日（日）まで東京国立博物館本館（東京都台東区上野公園13-9）にて、特集「平成30年新指定国宝・重要文化財」展で公開します。

<担当> 文化庁文化財部美術学芸課

課長	圓入 由美	(内線 2884)
課長補佐	樋口 理央	(内線 2885)
主任調査官（絵画の部）	朝賀 浩	(内線 2890)
主任調査官（彫刻の部）	奥 健夫	(内線 2891)
調査官（工芸品の部）	伊東 哲夫	(内線 2889)
主任調査官（書跡・典籍、古文書の部）	藤田 励夫	(内線 2888)
主任調査官（考古資料の部）	原田 昌幸	(内線 2892)
調査官（歴史資料の部）	地主 智彦	(内線 2893)
調査指導係長	河北 百合	(内線 2887)

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2887（直通）

I. 答申内容

1. 国宝（美術工芸品）の指定

<絵画の部>

(重要文化財を国宝に 1件)

① 紙本著色日月四季山水図六曲屏風

一双

<彫刻の部>

(重要文化財を国宝に 2件)

① 木造千手観音立像 (蓮華王院本堂安置)

一千一軀

② 木造四天王立像

四軀

<書跡・典籍の部>

(重要文化財を国宝に 1件)

① 紺紙金字大宝積経巻第三十二 (高麗国金字大藏経)

一巻

<古文書の部>

(重要文化財に有形文化財を追加して国宝に 1件)

① 菅浦文書 (千二百八十一通)
菅浦与大浦下庄塲絵図

六十五冊

一幅

2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

<絵画の部>

(重要美術品を重要文化財に 1件)

① 紙本墨画淡彩野々宮図

一幅

(有形文化財を重要文化財に 8件)

① キトラ古墳壁画

五面

② 絹本著色智光曼荼羅図

一幅

- ③ 絹本著色熊野曼荼羅図 一幅
- ④ 南風和田三造筆 一九〇七年 一面
油絵 麻布
- ⑤ 紙本墨画果蔬涅槃図 伊藤若冲筆 一幅
しほんぼくがかそねはんづ いとうじやくちゅう
- ⑥ 紙本墨画淡彩瀑布図 安永元年四月の年記がある 一幅
しほんぼくがたんさいばくふづ 円山応挙筆
- ⑦ 絹本著色弥勒下生変相図 李晟筆 一幅
けんぽんちゃくしょくみろくげしょうへんそうづ りせい
- ⑧ 絹本著色阿弥陀浄土図 一幅
けんぽんちゃくしょくあみだじょうどづ

<彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に 11件)

- ① 木造雲中供養菩薩像 一軀
もくぞううんちゅうくようぼさつぞう
- ② 木造觀音菩薩坐像 一軀
もくぞうかんのんぼさつざぞう
- ③ 木造聖徳太子立像 一軀
もくぞうしょうとくたいしりゅうぞう
- ④ 木造地蔵菩薩立像 一軀
もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう
- ⑤ 木造阿弥陀如來立像 快慶作 一軀
もくぞうあみだによらいりゅうぞう かいけい
- ⑥ 木造四天王立像 四軀
もくぞうしてんのうりゅうぞう (焼損)
(所在食堂) しょざいじきどう
- ⑦ 木造夜叉神立像 二軀
もくぞうやしゃじんりゅうぞう
- ⑧ 木造四天王立像 隆賢作 四軀
もくぞうしてんのうりゅうぞう りゅうけん
賢作 (りょうけん)
- ⑨ 木造丹生明神坐像 一軀
もくぞうにうみょうじんざぞう
木造高野明神坐像 一軀
もくぞうこうやめいじんざぞう
- ⑩ 木造神王面 一面
もくぞうしんのうめん
- ⑪ 木造乾峯士雲坐像 一軀
もくぞうけんぽうしどんざぞう
木造岳翁長甫坐像 一軀
もくぞうがくおうちょうぼざぞう

<工芸品の部>

(有形文化財を重要文化財に 7件)

- ① 紅綾地亀甲菱櫻文様総鹿子絞小袖 一領
② 薄黄縮緬地鷹衝立文様友禅染振袖 一領
③ 蔓梅擬目白蒔繪軸盆 原羊遊斎作 一枚
　　酒井抱一下絵
④ 能装束 四領
⑤ 交趾大亀香合 一合
⑥ 金銀鍍菊花文散銅水瓶 一口
⑦ 色絵椿文大皿 鍋島 二枚

<書跡・典籍の部>

(重要美術品を重要文化財に 1件)

- ① 源氏物語 行幸 一帖

(有形文化財を重要文化財に 3件)

- ① 源氏物語 (池田本) 四十九帖
② 紺紙金字法華経 八卷
③ 高麗版大般若経 百六十五帖

<古文書の部>

(有形文化財を重要文化財に 4件)

- ① 平清盛請文 一幅
② 明通寺寄進札 三百九十六枚
③ 長命寺文書 (四千五百六十七通) 四十卷、九百八十二冊、三千八十五通、四十七鋪、六十四綴、百四十三枚
④ 東寺靈宝蔵文書 (二百三十六通) 八卷、二十七冊、二百通、一鋪

<考古資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 7 件)

- | | |
|-----------------|----|
| ① 奈良県キトラ古墳出土品 | 一括 |
| ② 北海道八千代A遺跡出土品 | 一括 |
| ③ 青森県丹後平古墳群出土品 | 一括 |
| ④ 福島県荒屋敷遺跡出土品 | 一括 |
| ⑤ 茨城県三昧塚古墳出土品 | 一括 |
| ⑥ 奈良県唐古・鍵遺跡出土品 | 一括 |
| ⑦ 島根県上塩治築山古墳出土品 | 一括 |

<歴史資料の部>

(重要文化財を分割して重要文化財に 1 件)

- | | | |
|---|-------------------|----|
| ① | 明国笏付上杉景勝宛 | 一幅 |
| | 明冠服類 (文禄五年上杉景勝受贈) | 一括 |

(重要美術品を重要文化財に 1 件)

- | | | |
|---|-------------------|----|
| ① | 安南国大都統官阮潢書簡 加藤清正宛 | 一幅 |
| | 安南国大都統官阮潢書簡 加藤清正宛 | 一幅 |

(有形文化財を重要文化財に 6 件)

- | | | |
|---------------|------------------------|----|
| ① 江戸幕府書物方関係資料 | 一括 | |
| ② | 安南国副都堂福義侯阮書簡 日本国国王宛 | 一通 |
| | 安南国文理侯書簡 日本国商 人市良碧山伯等宛 | |

一幅

③ E D四〇形式一〇号電氣機関車 大正十年、鉄道省大宮工場製 一両

④ E D一六形式一号電氣機関車 昭和六年、三菱造船株式会社、三菱電機株式会社製 一両

⑤ 大津百艘船関係資料 一括

⑥ 京都盲啞院関係資料 一括

II. 解説

【国宝（美術工芸品）の指定】

〈絵画の部〉

（重要文化財を国宝に 1件）

① 紙本著色日月四季山水図 六曲屏風 一雙

【所有者】宗教法人天野山金剛寺（大阪府河内長野市天野町996）

【大きさ】縦147.0cm 横313.5cm

荒海を囲む山並みに四季の循環を表し、空には日月を配した室町時代のやまと絵屏風。動感あふれる構成に大らかな加飾と鮮やかな色彩が共鳴して独特の迫力を生み出している。我が国の絵画の特質が顕著な優品である。（室町時代）



<彫刻の部>

(重要文化財を国宝に 2件)

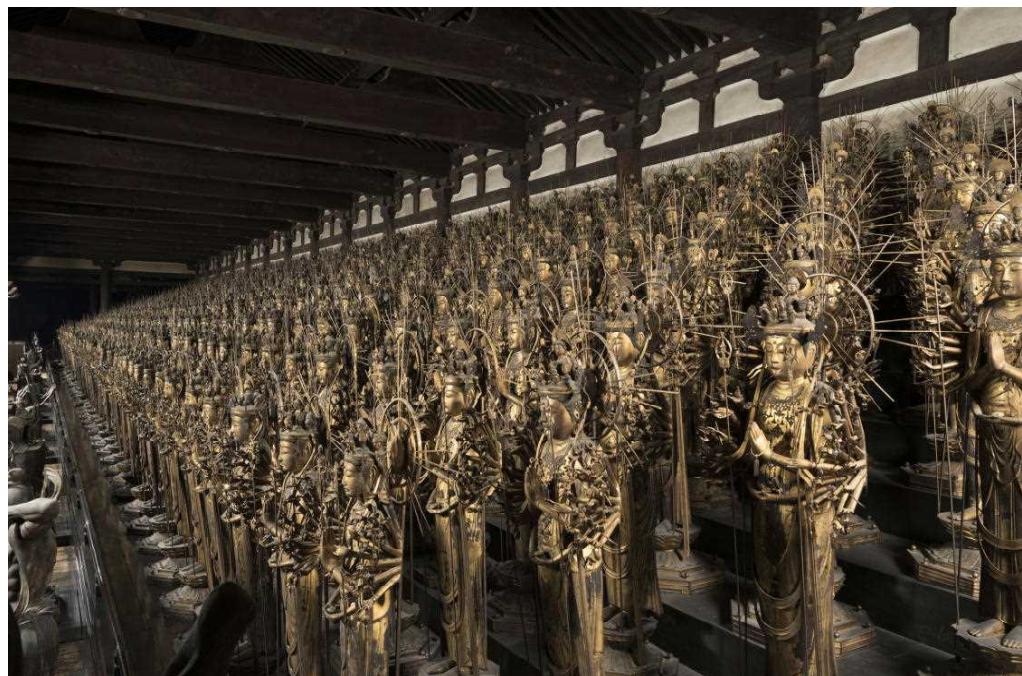
① 木造千手觀音立像 (蓮華王院本堂安置) もくぞうせんじゅかんのんりゅうぞう れんげおういんほんどうあんち

一千一軀

【所有者】宗教法人妙法院 (京都府京都市東山区妙法院前側町447)

【大きさ】像高165.0~168.5cm

三十三間堂の通称で知られる蓮華王院 本堂に安置される千手觀音の大群像。
れんげおういんほんどう
ちょうかん
長 宽2年 (1164) 創建時のものが124軀のこり、残りは室町時代の補作1
軀を除きすべて鎌倉時代の再建時の製作である。王朝文化の華やかさと、壮大な
規模を伝える記念碑的作例であるこの群像を、45年に及ぶ保存修理が終了した
のを契機として国宝に指定する。(平安時代・鎌倉時代)



② 木造四天王立像

四軀

【所有者】宗教法人興福寺（奈良県奈良市登大路町48）

【大きさ】像高（持国天）204.0cm （增長天）202.2cm

（広目天）204.5cm （多聞天）198.0cm

長く興福寺の中金堂に安置されてきた四天王だが、本来は文治5年（1189）
完成の南円堂の像として造られたものであることが判明している。先般東京国立
博物館で開催された運慶展の終了後、この像は本来安置されていた南円堂に再び戻
ることとなった。それを一つの契機としてこのたび、南円堂の仏像の中で唯一国宝
となっていないこの像を国宝に指定する。（鎌倉時代）



<書跡・典籍の部>

(重要文化財を国宝に 1 件)

① 紺紙金字大寶積經 卷第三十二 (高麗國金字大藏經)

一巻

【所有者】独立行政法人国立文化財機構 (東京都台東区上野公園 13-9)

京都国立博物館保管

【大きさ】縦 29.1 cm 横 88.1 cm

世界で現存するうちで最古の高麗写経で、藍染した紺色の紙に金字で写経する。高麗王妃であり、王母でもある千秋王太后が寵臣の金致陽とともに願主として作成させた大藏経のうちの一巻。南北朝時代以前に日本へ伝來した。

(高麗時代)



<古文書の部>

(重要文化財に有形文化財を追加して国宝に 1 件)

① 菅浦文書 (千二百八十一通)
菅浦与大浦下庄堺絵図

六十五冊
一幅

【所有者】須賀神社 (滋賀県長浜市西浅井町菅浦 49
8)

菅浦は、琵琶湖の北岸から突き出た岬にある村落で、中世から自らの 捷 を持つなど、村落の自治が発達していた。堺絵図は、隣庄の大浦と境界を争ったことにより作成したもの。中世村落史研究上、我が国で群を抜いて著名な史料群である。(鎌倉時代～江戸時代)



【重要文化財（美術工芸品）の指定】

＜絵画の部＞

（重要美術品を重要文化財に 1 件）

① 紙本墨画淡彩野々宮図 いわさかつもち
しほんぼくがたんさいののみやす 岩佐勝 以筆 一幅

【所有者】公益財団法人出光美術館

（東京都千代田区丸の内 3—1—1）

【大きさ】縦 131.3 cm 横 55.1 cm

岩佐又兵衛勝以（1578～1650）は、戦国武将荒木村重の子で、京都・福井・江戸で絵師として活躍した。本図は、かつて福井の豪商が所持した「金谷屏風」と称される屏風の一図で、『源氏物語』第十帖「賢木」に説かれる場面を描く。岩佐勝以の福井時代の代表作である。（江戸時代）



（有形文化財を重要文化財に 8 件）

① キトラ古墳壁画 こふんへきが 五面

【所有者】国（文部科学省所管）

【大きさ】東壁 縦 112.1 cm 横 203.7 cm
西壁 縦 112.8 cm 横 204.2 cm
南壁 縦 95.7 cm 横 72.8 cm
北壁 縦 112.2 cm 横 105.7 cm
天井 縦 105.8 cm 横 169.3 cm

高松塚古墳に次いで発見されたキトラ古墳の壁画。四方四神と十二支並びに天空の天文図が表現される。高松塚では滅失している朱雀が良好な状態で残っていたことは貴重で、天井の天文図も東アジア最古例として極めて重要な遺例である。我が国の絵画史の幕開けを飾る重要な作例である。（飛鳥時代）



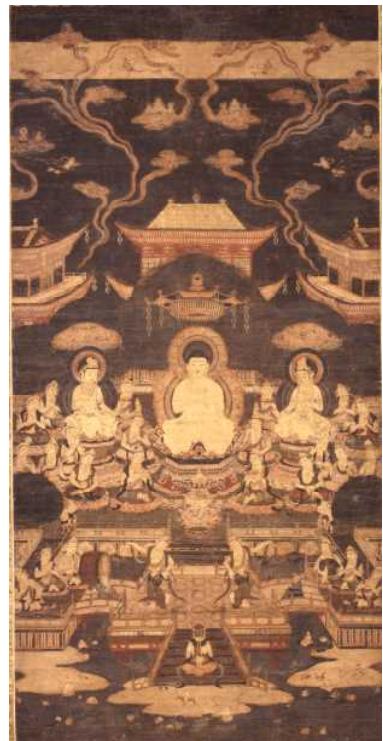
② 絹本著色智光曼荼羅図

一幅

【所有者】国（文化庁保管）

【大きさ】縦77.9cm 横38.8cm

智光曼荼羅は奈良時代の元興寺の僧智光が感得した
阿弥陀浄土図。現存作例は乏しく、奈良・元興寺極楽坊
の板絵（重文、鎌倉時代初期）が最も古く、本図はこ
れに次ぐ鎌倉時代後期の遺例として極めて貴重である。
(鎌倉時代)



③ 絹本著色熊野曼荼羅図

一幅

【所有者】国（文化庁保管）

【大きさ】縦113.8cm 横50.6cm

鎌倉後期に制作された、熊野信仰に基づく礼拝画像。
上部に北斗七星を表す点などから天台宗園城寺派の周
辺で制作された可能性が指摘されている。この形式の
画像としては京都・高山寺本（重文）とならぶ最古例
として貴重である。（鎌倉時代）



④ 南風 ^{わださんぞう}
和田三造筆 一九〇七年
油絵 麻布

一面

【所有者】独立行政法人国立美術館（東京都千代田区北の丸公園3-1）
東京国立近代美術館保管

【大きさ】縦151.5cm 横182.4cm

和田三造（1883～1967）は
黒田清輝に師事した我が国洋画壇の重鎮
である。本作は伊豆半島沖で遭難したこと
に着想した作品で、明治40年の第1回文部省美術展覧会に出品し最高賞の二等賞を受賞した。和田の出世作であると同時に、我が国の洋画における外光主義の記念碑的な位置にある作品である。（近代）



⑤ 紙本墨画果蔬菜涅槃図 ^{いとうじやくちゅう}
伊藤若冲筆 一幅

【所有者】独立行政法人国立文化財機構
(東京都台東区上野公園13-9)
京都国立博物館保管

【大きさ】縦181.7cm 横96.1cm

伊藤若冲（1716～1800）は江戸時代中期の京都で特異な画風をもって活躍した絵師。本図は種々の野菜で涅槃図を表したもので、戯画の一種とも言えるが、錦小路の青物問屋の家に育った若冲の面目躍如たるものがあり、水墨技法を駆使した若冲の代表作のひとつである。（江戸時代）



⑥ 紙本墨画淡彩瀑布図 安永元年四月の年記がある 一幅

まるやまおうきよ
円山応挙筆

【所有者】宗教法人相国寺

(京都府京都市上京区今出川通鳥丸東入相国寺門前
町701)

【大きさ】縦362.8cm 横144.5cm

我が国の写生派を代表する円山応挙の作品が数多く遺されていていた滋賀・円満院に伝來した作品。安永元年(1772), 応挙四十歳の筆と判断される。紙継ぎのない特大の一枚紙に描かれており, 自然景物の圧倒的な存在感を表出する技能に長けた応挙の代表作のひとつに数えうる大作である。(江戸時代)



⑦ 絹本着色弥勒下生変相図 李晟筆 一幅

【所有者】宗教法人妙満寺

(京都府京都市左京区岩倉幡枝町91)

【大きさ】縦227.2cm 横129.0cm

日本に伝來した高麗時代の仏教絵画の一つ。本図には至元31年(1294)の年記と高麗の宮廷絵師李晟の名が記されており, 高麗中央画壇の基準作として極めて貴重である。高麗仏教信仰の独自な特徴を示す点で東アジア仏教文化史上極めて重要な作品といえる。(高麗時代)



⑧ 絹本著色阿弥陀淨土図

一幅

【所有者】宗教法人清涼寺

(京都府京都市右京区嵯峨駿迎堂藤ノ木町46)

【大きさ】縦95.5cm 横42.9cm

鎌倉時代以降に展開する独特の図様構成を示す浄土図の一例。本図は平安時代の源信『往生要集』等に記される極楽浄土の様子をつぶさに描き込むもので、これまで注目されてこなかったひとつの傾向を示す貴重な作例。緻密な描写や金銀の多様など、表現様式の上でも高く評価ができる。(鎌倉時代)



＜彫刻の部＞

(有形文化財を重要文化財に 11件)

① 木造雲中供養菩薩像

一軀

【所有者】国(文化庁保管)

【大きさ】像高57.2cm

僧侶の姿で雲にのる像で、浮彫り的な技法を用いて表されている。平等院鳳凰堂の壁に廻らされる雲中供養菩薩像の一軀であったと考えられる。鳳凰堂の建立された天喜元年(1053)の製作で、和様といわれる日本の彫刻様式を完成させた巨匠、定朝の主宰になる造像として比類ない価値を有する。(平安時代)



② 木造觀音菩薩坐像

一軀

【所有者】宗教法人東川院（岩手県一関市大東町渋民字小林35）

【大きさ】像高 114.3 cm

本件は穏やかで繊細な作風に平安末期の彫刻様式を示す觀音菩薩像で、奥州平泉において藤原三代による寺院造営にたずさわった仏師の手になると推定される。その様式は中尊寺金色堂に安置される仏像（国宝）の中で、二代基衡の棺を納める壇のために造られたとみられる一具に類するが、吊り気味の目などより新しい傾向もみられ、1170～80年代頃の製作と考えられる。

東北地方における仏像製作を考える上で重要な遺品である。（平安時代）



③ 木造聖德太子立像

一軀

【所有者】宗教法人本山慈恩寺

（山形県寒河江市大字慈恩寺地籍31）

【大きさ】像高 94.1 cm

少年の姿の聖徳太子像で、像内に納められていた血書（けつしょ
血による書写）経典の奥書より正和3年（1314）
の製作であることが知られている。この時代の彫刻の
中で、製作年代が判り、かつできばえが優れた作例である。

鎌倉後期以降の作例の調査研究の進展を踏まえて重
要文化財に指定する。（鎌倉時代）



④ 木造地蔵菩薩立像

一軀

【所有者】宗教法人西光寺（愛知県津島市米之座町2—8）

【大きさ】像高159.6cm

等身の地蔵菩薩像で、運慶周辺の仏師の手になる。最近行われた保存修理により納入品が発見され、文治3年（187）から建久4年（1193）頃にかけて行われた諸国勧進により多くの結縁者を得て製作されたことが判明した。これらのことと踏まえて重要文化財に指定する。（鎌倉時代）



⑤ 木造阿彌陀如來立像

一軀

【所有者】宗教法人圓常寺

（滋賀県彦根市城町2-4-62）

【大きさ】像高98.8cm

鎌倉時代を代表する仏師快慶の晩年、法眼時代の製作であることが、足柄の銘文により判明する阿彌陀如來像。快慶が数多く造った阿彌陀如來像の中でもすぐれた出来栄えを示す像として注目される。昨年奈良国立博物館で開催された快慶展で成果が示された、近年の快慶研究の進展を踏まえて、重要文化財に指定する。（鎌倉時代）



⑥ 木造四天王立像 (燒損)
（所在食堂）

四軀

【所有者】宗教法人教王護国寺（京都府京都市南区九条町1）

【大きさ】像高（持国天）289.7cm （増長天）290.2cm
(広目天) 277.6cm (多聞天) 289.5cm

9世紀後半から10世紀にかけて多数の仏像製作に関わった真言僧、聖宝の関与により造られた巨大な四天王像。日本彫刻史における重要作例として知られているが、昭和5年の火災で表面の大半が炭化し、旧国宝の指定を解除された。合成樹脂を使用した保存修理が行われて20年以上が経過し、現状が良好なことから今後の保存維持の見通しが立ったと判断し、重要文化財に指定する。（平安時代）



⑦ 木造夜叉神立像

二軀

【所有者】宗教法人教王護国寺（京都府京都市南区九条町1）

【大きさ】像高（東夜叉）193.0cm（西夜叉）204.0cm

かつて東寺中門に安置されていたもので、樹神（樹木の精靈）の像。その迫力のある造形や一木造りの技法から製作は9世紀末に遡るとみられる。平安時代後期には靈験像として崇敬されていたことが知られている。この種の作例の中で最も古くかつ大型の遺品である。（平安時代）



⑧ 木造四天王立像 隆賢作

四軀

【所有者】宗教法人薬師寺（奈良県奈良市西ノ京町457）

【大きさ】像高（持国天）187.8cm（增長天）186.5cm

（広目天）187.7cm（多聞天）192.0cm

薬師寺東院堂（国宝）に安置される四天王像で、うち多聞天の台座の銘文により東院堂に安置するため正応2年（1289）に彫刻作業を行い、永仁4年（1296）に表面の彩色を行ったことが知られる。大型で保存良好、かつ優れたできばえにより、鎌倉後期四天王像を代表する遺品と評価される。（鎌倉時代）



⑨ 木造丹生明神坐像
木造高野明神坐像

一軀

一軀

【所有者】宗教法人丹生神社（広島県世羅郡世羅町甲山151）

【大きさ】像高（丹生明神）62.1cm （高野明神）61.2cm

高野山が備後国大田庄の経営拠点として設けた真言宗寺院、今高野山の鎮守社に伝わる一対の男女神像で、近年調査が行われ、初めて学界にその存在が知れることとなった。平安風をとどめた作風より、大田庄の高野山寄進からさほど隔たらない鎌倉初期の製作とみられる。この時代の神像の優品である。（鎌倉時代）



⑩ 木造神王面

一面

【所有者】宗教法人生目神社（宮崎県宮崎市大字生目 345）

【大きさ】縦 51.3 cm

縦が五十センチを超える大型の仮面で、こうした面は神王面と呼ばれ、^{のこ}南九州に多く遺っている。
人がつけるのではなく、^{じにん}神人が年貢徵収時に捧持^{ほうじ}するなどの使われ方をされ、神体に近い扱いを受けていた。この面は宝治2年（1248）の銘があり、この種の面としては突出して古く、また迫力に富んだ造形も注目される。近年進めている仮面の指定の促進の一環として、重要文化財に指定する。（鎌倉時代）



⑪ { 木造乾峯士曇坐像
木造岳翁長甫坐像

一軀

一軀

【所有者】宗教法人大光寺（宮崎県宮崎市佐土原町上田島 767）

【大きさ】像高（乾峯士曇）80.2cm （岳翁長甫）79.6cm

本件は日向に禪宗寺院として開かれた大光寺に伝わる、開山である岳翁長甫がくおうちょうほと、その師であり京都東福寺の住持をつとめた乾峯士曇じゅうじけんぽうしどんの肖像彫刻。岳翁が自らの肖像を製作させるに先立ち師の像を造ったと想定される。南北朝時代肖像彫刻のうち製作優秀で、かつ製作事情がうかがえる作例である。（南北朝時代）



<工芸品の部>

(有形文化財を重要文化財に 7 件)

① 紅綵地亀甲菱 檜文様総鹿子絞小袖 一領

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園 13-9）

京都国立博物館保管

【大きさ】身丈 147.0 cm 裄 61.0 cm

べにあやじきこうひしたすきもんようそうかのこしほりこそで
紅縮緬地に総鹿子絞りで文様を表した小袖。

文様構成は、背面左袖から右裾にかけて緩やかな曲線を表し、その曲線を境目に、右上部には亀甲文様、左下部に菱 檜文様を表している。それぞれの輪郭には縁箔、曲線には金糸による刺繡が施されている。

江戸時代前期における小袖の様相を知ることができるものであるため、重要文化財に指定する。（江戸時代）



② 薄黄縮緬地鷹衝立文様友禅染振袖 一領

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園 13-9）

東京国立博物館保管

【大きさ】身丈 159.0 cm 裄 62.5 cm

薄黄縮緬地に友禅染と刺繡の技法を用いた振袖。文様は、友禅染で鷹と衝立を色彩豊かに大胆な構図で表している。衝立の中に表されている梅は、途切れながらも枝振りのよい一本の立木を表現している。本作品は文様表現と友禅染の技術の点から見ても優れた一領であるため、重要文化財に指定する。（江戸時代）



③ 蔓梅擬目白蒔繪軸盆
はらようゆうさい
原羊遊斎作
つるうめもどきめじろまきえじくばん
さかいほういつ
酒井抱一下絵

一枚

【所有者】東京都（東京都新宿区西新宿2-8-1）

東京都江戸東京博物館保管

【法量】高3.5cm 縦41.0cm 横22.1cm

絵巻物を載せるための軸盆。江戸琳派の画家、酒井抱一の下絵をもとに、蒔繪師、原羊遊斎が蒔繪を施した江戸後期の漆工を代表する優品。長方形の盆の見込みに、対角に蔓梅擬を配し、蔓に止まる二羽の目白を表し、蔓梅擬の実には赤い珊瑚をあしらった、瀟洒な作品である。抱一の下絵と盆の依頼主への書簡が伴い、資料的価値も高く貴重な作例であるため、重要文化財に指定する。（江戸時代）



④ 能装束 のうしょうぞく

四領

【所有者】一般財団法人 J. フロント リテイリング史料館

(愛知県名古屋市中区栄3-16-1)

【法量】(紺地菖蒲蓬菊桐文様小袖) 身丈 115.0 cm 術 48.0 cm
(萌黄地紋入格子縞藤文様片身替厚板)

身丈 141.0 cm 術 62.3 cm

(薄黄地紋入格子鱗文様片裾厚板) 身丈 112.5 cm 術 65.5 cm

(茶地紋入格子文様厚板) 身丈 141.0 cm 術 66.5 cm

もと金春家伝來の能装束4領。それぞれに柔らかな糸渡りの刺繡を用いた文様表現や、複数の色糸を用いて華麗な文様を浮織で表すなど、桃山から江戸時代の能装束の特徴をよく示している。また、当時代の能装束の姿をよく留めている現存品は少い。本件は極めて良好な状態で伝存している貴重な遺品であるため、重要文化財に指定する。(桃山時代～江戸時代初期)



⑤ こうちおおがめこうごう
交趾大亀香合

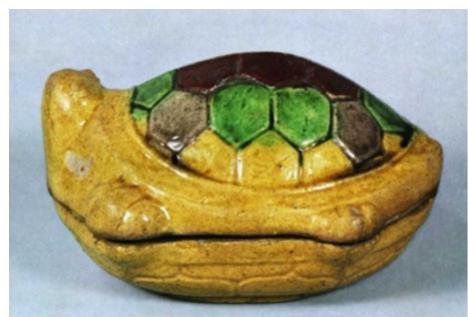
一合

【所有者】公益財団法人藤田美術館

(大阪府大阪市都島区網島町10-32)

【法量】総高6.1cm 口径7.3~10.0cm 底径4.0~5.8cm

亀を象った交趾香合の中でも特に大振りであることから、大亀と呼ばれている。本作は、釉薬の発色が明るく、色彩豊かで名品として知られる。大らかな姿が交趾形物香合の特色だが、本作も目や口、四肢の表現は単純化されて、飄逸味がある。形物香合の多様性と茶陶の交易の様相の一端を示す。近世茶道史においても意義深い作品であるため、重要文化財に指定する。(明時代)



⑥ きんぎんと きっかもんちらしどうすいびょう
金銀鍍菊花文散銅水瓶

一口

【所有者】宗教法人引接寺

(福井県越前市京町3-3-5)

【法量】総高29.6cm 身高27.6cm 口径9.2cm 胴径13.9cm

佛教寺院において供養具として用いられた志貴形水瓶。全面に鍍銀による菊花文を散らし、注口と把手、及び蓋上の獅子鉢は鍍金仕上げとしている。また、注口の付根と把手には、牡丹文の装飾が施されて優美である。鑄上りも極めて良好で、鎌倉時代における水瓶の代表作であるため、重要文化財に指定する。(鎌倉時代)



⑦ 色絵椿文大皿 なべしま
銅島

二枚

【所有者】公益財団法人鍋島報效会

(佐賀県佐賀市松原2-5-22)

【法量】(染付) 高9.7cm 口径38.7cm 底径19.5cm

(色絵) 高9.4cm 口径39.1cm 底径20.3cm

一尺を超える優美な大皿である。口縁の唐草文様や、見込みの椿文は、黄、黒、茶、赤、二色の緑など多彩な色絵を用いて綿密に描かれている。椿文の輪郭を一方は染付、もう一方は黒の色絵で表している点が特徴である。そのうち、前者の表現は鍋島焼に定着し、後者は民間の柿右衛門様式などに受け継がれたと考えられる。1650年代に有田の岩谷川内の藩窯で製作されたと考えられ、初期の鍋島焼を考える上でも重要な作品であるため、重要文化財に指定する。(江戸時代)



<書跡・典籍の部>

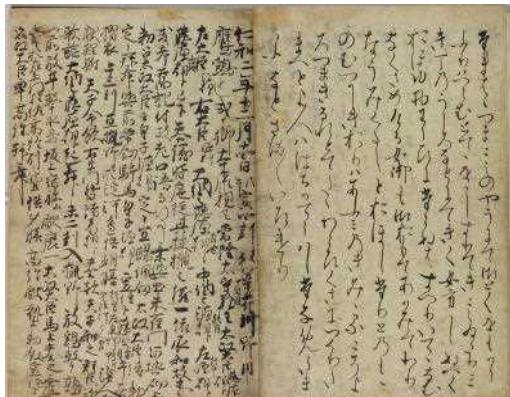
(重要美術品を重要文化財に 1件)

① 源氏物語 行幸 みゆき
一帖

【所有者】国（文化庁保管）

【大きさ】縦22.6cm 横14.1cm

本帖は『源氏物語』54巻のうちの「行幸」のまき巻の一帖で、藤原定家（1162～1241）の監督の下に書写された原本に当たる。『源氏物語』の現存最古写本のひとつであり、巻末には定家の注釈である奥入がある。（鎌倉時代）



(有形文化財を重要文化財に 3 件)

① 源氏物語 (池田本)

四十九帖

【所有者】学校法人天理大学 (奈良県天理市杣之内町 1050)

【大きさ】おおむね縦 16.3 cm 横 15.7 cm

本書は鎌倉時代後期の成立となる、藤原定家本系の『源氏物語』の写本である。内容は源氏 54 卷のうちの 52 卷 (49 帖) であり、このうち 48 卷が成立当初のものである。奥入のある鎌倉時代写本として、これだけ多くの巻が残されている写本は他にはなく、『源氏物語』研究上、大変貴重なものであるため、重要文化財に指定する。

(鎌倉時代)



② 紺紙金字法華経

八巻

【所有者】宗教法人金剛峯寺 (和歌山県伊都郡高野町高野山 132)

【法量】縦 29.7 cm 全長 10 m 前後

類例の少ない 11 世紀の高麗写經。藍染した紺色の紙に金字で書写し、紙背 (紙の裏側) には銀で宝相華唐草文を巻首から巻末まで通して描く。保存状態もよく、各巻首尾完存している。江戸時代中期には高野山の御影堂にあった。(高麗時代)



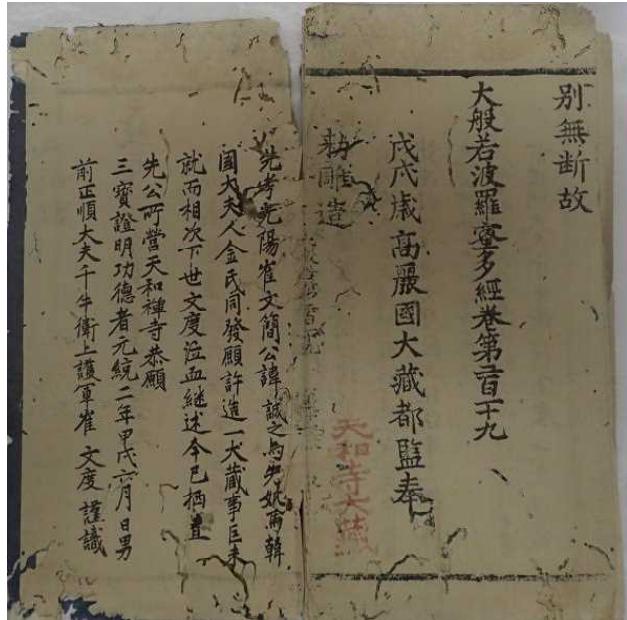
③ 高麗版大般若經

百六十五帖

【所有者】宗教法人金剛院（長崎県対馬市厳原町豆駄 3342）

こうらいばんだいはんにやきょう
高麗で印刷された再雕本高麗版のうちで、我が国に現存する最古の經典。対馬の島主宗貞盛が寄進したもので、15世紀には日本に伝來した。

つけたり
附の文書は、歴代宗氏当主が金剛院の領地を認めた文書で、当經典を寄進した宗氏と金剛院の関係をよく示す内容。（高麗時代）



<古文書の部>

(有形文化財を重要文化財に 4件)

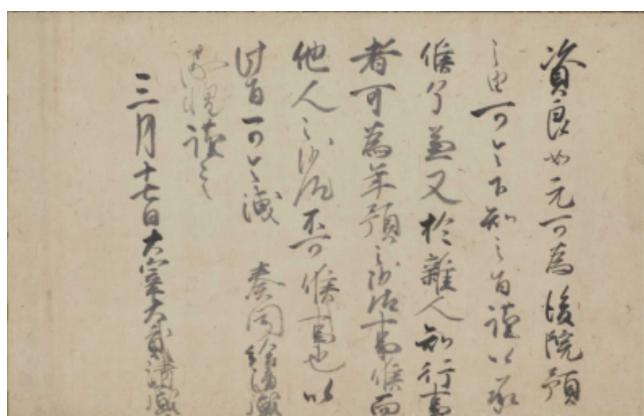
① 平清盛請文

一幅

【所有者】国（文化庁保管）

【法量】縦31.2cm 横48.4cm

だざいのだいに
平清盛が「大宰大式」であった42～43歳の時の自筆文書。二条天皇から、安倍資良を元のごとく後院の預職という職に就かせるように命じられたことを、承知した旨を申し述べた内容。清盛のほかの自筆文書は本文の一部が欠失しているのに対して、本文書は本文が完存している点においても古文書学上、書道史上においても極めて価値が高い。（平安時代）



② 明通寺寄進札

三百九十六枚

【所有者】宗教法人明通寺（福井県小浜市門前5-21）

明通寺に銭や米等を寄進したことを板に記して本堂内の梁等に打ち付けて掲示したもの。両親の菩提を弔う等、寄進の願意が記されている。時代によって形状に変遷があり、長方形の板に墨書したものだけでなく、駒形のものや黒地に朱字で書いたもの等がある。中世・近世における、地域の信仰の一形態を示すものとして貴重である。（鎌倉時代～江戸時代）



③ 長命寺文書（四千五百六十七通）

四十巻、九百八十二冊、三千八十五通、四十七鋪、六十四綴、百四十三枚

【所有者】宗教法人長命寺（滋賀県近江八幡市長命寺町157）

長命寺は西国三十三カ所巡礼寺院の三十一番目札所で、寺領の經營等に係る平安時代から明治時代に至る古文書群。曼荼羅は、折り畳んで持ち運び、絵解きをして勧進に用いたもの。（平安時代～明治時代）



④ 東寺靈宝藏文書（二百三十六通）

八卷，二十七冊，二百通，一鋪

【所有者】宗教法人教王護国寺（京都府京都市南区九条町1）

東寺靈宝藏文書は東寺靈
宝藏に納められていた東寺
伝来の文書のまとめである。これらは本来、国宝・
東寺百合文書や重文・教
王護国寺文書と一具であった。よって内容的にもこれ
らと同様に、寺内組織運営
に関する引付や寺領関連



の訴訟文書が多い。国宝・東寺百合文書を補完するまとまった量の文書群として
貴重であるため、重要文化財に指定する。（鎌倉時代～安土桃山時代）

<考古資料の部>

（有形文化財を重要文化財に 7件）

① 奈良県キトラ古墳出土品 一括

【所有者】国（文化庁保管）

キトラ古墳壁画体験館四神の館保管



古墳は奈良県明日香村にあり、
高松塚古墳と並ぶ我が国二例目の
大陸風の彩色壁画が描かれた飛鳥
時代の古墳として著名である。本
件は、石室から出土した木棺の飾
金具、刀装具、玉などから構成さ
れる一括で、金銀装帶執金具残欠
や金銅透彫座金具など類例の希
な遺物を含む。畿内中枢部におけ
る終末期古墳の葬送の実態を示す
遺物として、学術的価値が高い。（飛鳥時代）



② 北海道八千代A遺跡出土品 一括

【所有者】帶広市（北海道帶広市西五条南7丁目1）
帶広百年記念館保管

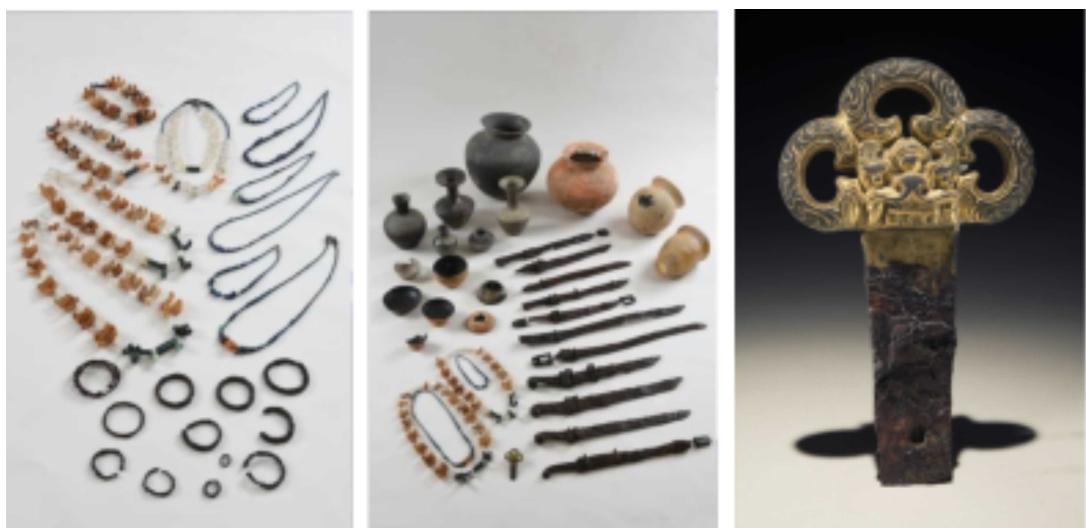
縄文時代早期前半の大規模な集落跡から出土した、多数の縄文土器と石器から構成される一括。帆立貝の貝殻圧痕を底部に持つ深鉢形土器が特徴的で、多量の石器や動物の頭部を象った土製品、琥珀玉などの装身具もある。北海道東部で最初に盛行した縄文時代早期の多彩な文化様相を示す資料であり、日本列島において早い段階に確立した、竪穴住居を主とした大規模集落跡からの出土品としても価値が高い。（縄文時代）



③ 青森県丹後平古墳群出土品 一括

【所有者】八戸市（青森県八戸市内丸1-1-1）
八戸市博物館保管

飛鳥時代から平安時代にかけて造られた、小規模な円墳や土坑墓から出土した副葬品や墓前祭祀に用いられた土器の一括。なかでも、朝鮮半島で作られたとみられる黄銅製の「金装獅噉三累環頭大刀柄頭」は国内で出土例がなく、貴重である。東北地方に特徴的に分布する蕨手刀や錫釧，多量の玉などもあり、律令制が直接及ばなかった北日本における社会や墓制の在り方を考える上で、価値が高い。（飛鳥時代～平安時代）



④ 福島県荒屋敷遺跡出土品 一括

【所有者】三島町（福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350）
三島町交流センター・福島県立博物館保管

縄文時代晩期を中心とした低湿地
遺跡からの出土品一括。^{あかうるしぬり}赤漆塗土器
や漆の貯蔵容器、彩色用のパレット
として使われた土器片などの漆工芸
^{まきひも}の実態を示す資料、赤漆塗の巻紐や
糸玉などの繊維製品、各製作段階を
示す木製品など、遺ることの稀な有
機質遺物は貴重である。これらは縄
文時代の生業の実態を示し、日本海
^{でんぱ}側からの文化伝播の在り方も伝える価値の高い資料である。（縄文時代）



⑤ 茨城県三昧塚古墳出土品 一括

【所有者】茨城県（茨城県水戸市笠原町978-6）
茨城県立歴史館保管

霞ヶ浦に面した沖積低地に築かれた前方後円墳からの出土品一括。金銅製の
装飾品や、銅鏡、鉄製の武器・武具、金銅装の馬具など見るべきものが多い。な
かでも馬形の立飾りが付く金銅馬形飾付透彫冠は、他に類例のない貴重な
遺品である。本件は、東国の古墳副葬品として傑出した内容を持ち、東国における
首長層の葬送や社会実態を考える上で学術的価値が高い。（古墳時代）



⑥ 奈良県唐古・鍵遺跡出土品 一括

【所有者】田原本町（奈良県磯城郡田原本町890-1）

田原本町埋蔵文化財センター保管

奈良盆地のほぼ中央部に位置する、弥生時代を主とした大規模な環濠集落からの出土品一括。大和地域の土器編年の指標とされる土器、吉備や尾張など遠隔地から搬入された土器を始め、樓閣建物を線描した絵画土器片や、銅鐸の鋳型外枠や送風管（鞴の羽口）などの鋳造関連遺物、褐鉄鉱容器に納められた硬玉勾玉など、内容は極めて多彩である。本件は、弥生時代の生業や金属鋳造、祭祀や精神文化を復元する上で欠かすことのできない資料である。（弥生時代～古墳時代）



⑦ 島根県上塩冶築山古墳出土品 一括

【所有者】出雲市（島根県出雲市今市町70）

出雲弥生の森博物館保管

出雲平野に築かれた古墳時代後期の円墳からの出土品一括。金銅冠、金銀装円頭大刀、金銀装と銀装の馬具二組などがあり、なかでも馬装を構成する各部がほぼ欠けることなく揃う金銀装の馬具一式は、古墳時代の飾り馬を具体的に復元するための貴重な資料となっている。これらは、西日本における後期古墳の副葬品として卓越した内容を誇り、日本海沿岸地域における古墳時代の首長墓副葬品の実態を知る上で、高い価値を有する。（古墳時代）



<歴史資料の部>

(重要文化財を分割して重要文化財に 1件)

① **明國箋付上杉景勝宛**
明冠服類 (文祿五年上杉景勝受贈)
一幅
一括

【所有者】宗教法人上杉神社（山形県米沢市丸の内1—4—13）

文祿5年（1596），文祿の役後の日明間の和平交渉に際し，来日した明國使節は豊臣秀吉を日本国王に冊封し冠服類を下賜した。本資料は，同時に上杉景勝に与えられた文書と冠服であり，明國の武官である都督同知に任じた文書は箋付という形式をとる。両者とも遺例稀な明時代の文化財として貴重であるだけでなく，秀吉家臣宛の箋付と冠服が一括で伝來する唯一の事例である。近年，日明間の外交史上に本資料群を位置づける研究が進展したことをうけ，既指定である服飾類を分割し，箋付を本指定として冠服とともに歴史資料分野の重要文化財とする。（明時代）



（米沢市上杉博物館提供）

(重要美術品を重要文化財に 1 件)

①	あなんこくだいとうかんげんこうしょかん	かとうきよまさ	一幅
	安南国大都統官阮潢書簡	かとうきよまさ	
	あなんこくだいとうかんげんこうしょかん	加藤清正宛	

【所有者】宗教法人本妙寺（熊本県熊本市西区花園 4-13-1）

【大きさ】(弘定 10 年) 縦 30.1 cm 横 39.3 cm

(弘定 11 年) 縦 29.0 cm 横 38.4 cm

17世紀初頭に安南国中南部を統治した
大都統官阮潢が加藤清正に宛てた書簡 2 幅
である。加藤清正と安南国との外交、交易
関係を背景に発給されたもので、当該期の
日本と安南国等との外交史、朱印船貿易史
等を研究する上で学術価値が高い。加えて
現在 10 通が確認されるにすぎない、伝来
まれ稀な安南国発給の外交文書原本として古
文書学研究上有価値が高い。(黎時代)

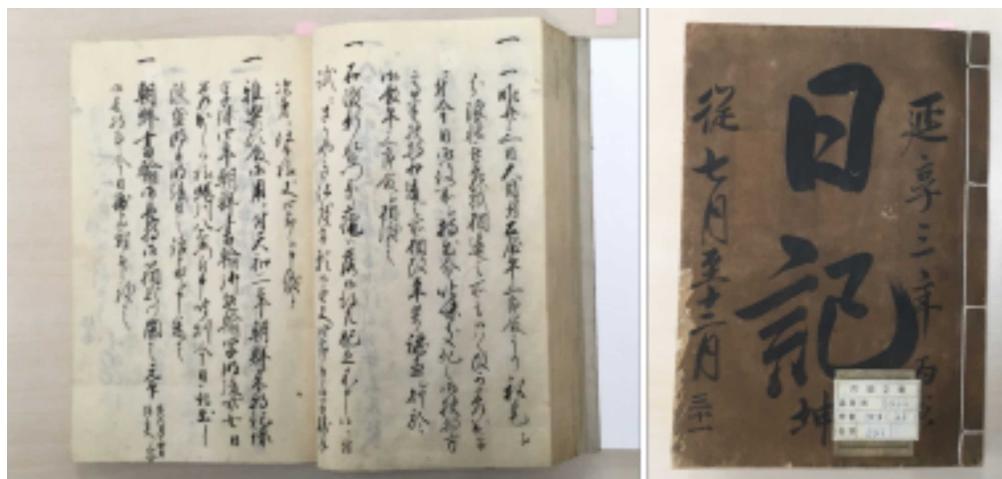


(有形文化財を重要文化財に 6 件)

① 江戸幕府書物方関係資料 一括

【所有者】独立行政法人国立公文書館（東京都千代田区北の丸公園3-2）

江戸城内紅葉山文庫の蔵書管理を行った書物方が、用務上に作成した日記を中心とする記録類で、宝永3年（1706）から安政4年（1857）までの150年間に及ぶ。江戸幕府の政治、学問のありようを窺う上で、あるいは旗本・御家人の勤務実態を研究する上で基礎史料として価値が高く、原本がほとんど伝来しない江戸幕府諸機関作成の日記の中で最もまとまった原本群のひとつとして古文書学上にも貴重である。（江戸時代）



② { 安南國副都堂福義侯阮書簡 にほんこくこくおう
 あなんなんこく ふくとどう ふくぎ こうげんしょかん 日本国国王宛
 あんなんこくぶんりこうしょかん 日本国商人市良碧山伯等宛 にほんこくしょうにんいちろうへきざんはくとう
 安南国文理侯書簡 あんなんこくぶんりこうしょかん

一通

一幅

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）
 九州国立博物館保管

【法量】(福義侯) 縦33.3cm 横35.0cm
 (文理侯) 縦29.0cm 横38.4cm

近年九州国立博物館の所蔵に帰した安南
 ふくぎこうげん こうこう
 国書簡二通である。福義侯阮書簡は、光興
 14年（1591）という国家間の外交関
 係が成立していない年代における両地域間
 の交易活動の一端を窺わせる稀少な文書
 うかが きしょう
 ぶんりこう すみのくらせん
 である。文理侯書簡は、遭難した角倉船
 の船員を日本へ送還する旨を告げたもの
 である。日本と安南国との間の外交史、交易
 史等を研究する上で、また伝来稀な安南
 国発給の外交文書原本として古文書学研究
 上に価値が高い。（黎時代）



③ E D四〇形式一〇号電氣機関車
けいしき ごうでんききかんしゃ
大正十年, 鉄道省大宮工場製
てつどうしょうおおみやこうじょうせい

一両

【所有者】東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区代々木2-2-2）
鉄道博物館保管

本形式は、旧信越本線横川一軽井沢間の急勾配区間線用の電氣機関車として、大正8年度（1919）から14両が鉄道省大宮工場にて製造された。幹線用として量産された国産電氣機関車としては最も古い。急勾配区間用の機関車として高い運転機能を有し、幹線鉄道電化の黎明期において、難所として名高い碓氷峠にて輸送実績をあげた。我が国における電氣機関車の歴史、鉄道史上において記念碑たるべき車輌である。（大正時代）



④ E D一六形式一号電氣機関車
けいしき ごうでんききかんしゃ
昭和六年, 三菱造船株式会社,
みつびしおうせんかぶしきかいしゃ
三菱電機株式会社製
みつびしでんきかぶしきかいしゃせい

一両

【所有者】東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区代々木2-2-2）
青梅鉄道公園保管

本形式は、鉄道省と民間会社との共同設計による勾配区間に対応した電氣機関車で、昭和6年（1931）から各社で18両が製造された。性能や取扱いに優れ、本車輌は戦前から戦後期にかけ中央線、青梅線、南武線等で長期間使用された。最初期の国産電氣機関車であり、電氣機関車国産化の基礎を築いた車輌として、我が国の電氣機関車の歴史、鉄道史上に高い価値を有する。（昭和時代）



⑤ 大津百艘船関係資料

一括

【所有者】個人蔵

大津百艘船とは、天正15年（1587）に、大津城主浅野長吉が大津に集めた船持の集団を指し、大津からの人と物資輸送の独占という特権を与えられ、公用輸送を担った。江戸時代も幕府の公用船として琵琶湖水運において中心的な役割を果たした。本資料群は、大津百艘船船持仲間に伝來した資料群で、文書・記録類、高札類、器物類から構成される。近世の琵琶湖水運の歴史を知る上において基礎資料であり、交通史、経済史等研究上に価値が高い。（安土桃山時代～明治時代）



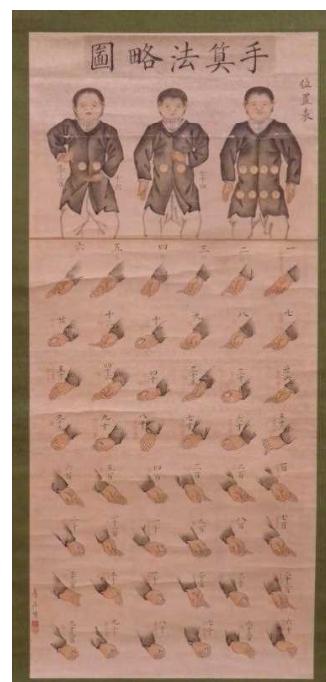
⑥ 京都盲唖院関係資料

一括

【所有者】 京都府（京都府京都市上京区下立売通新町西入戻ノ内町）

京都府立盲学校・京都府立聾学校保管

京都府立盲学校及び聾学校の前身である京都盲唖院は、明治11年（1878）に京都に創立された日本最初の公立の特別支援学校である。本資料群は京都盲唖院及び後継学校に伝來したもので、教材・教具類、典籍・教科書類、凸字・点字資料、生徒作品など学校教育で使用された多様な資料群から構成される。近代の盲・聾教育において先駆的な役割を果たした京都盲唖院の歴史及び同校にて実践された教育内容を明らかにする資料群であり、我が国の盲・聾教育史ひいては近代教育史研究上に学術価値が高い。（明治時代～昭和時代）



III. 参考

○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

種別	新規指定件数		合計
	国宝	重要文化財	
絵画	1	9	2, 026 (161)
彫刻	2	11	2, 711 (136)
工芸品	0	7	2, 464 (253)
書跡・典籍	1	4	1, 913 (228)
古文書	1	4	768 (62)
考古資料	0	7	640 (47)
歴史資料	0	8	213 (3)
合計	5	50	10, 735 (890)

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

○参照条文：文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除